

公表日：令和7年12月25日（木）

## 南幌町ふるさと納税支援業務 プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は、南幌町ふるさと納税支援業務委託に係る契約の相手方となる受託者を選定するために、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

### 2. 業務概要

#### （1）業務名

南幌町ふるさと納税支援業務

#### （2）業務の内容

別紙「南幌町ふるさと納税支援業務委託仕様書」のとおり

#### （3）業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。（1年間）

#### （4）提案上限額

寄付金額の4%（消費税及び地方消費税の額を除く。）

### 3. 委託事業者選定方法

企画提案書の公募によるプロポーザル方式

### 4. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

#### （1）法人格を有するものであること。

#### （2）参加表明書提出時において、令和7年度南幌町入札資格有資格者名簿に登録されている者。

#### （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

#### （4）所得税又は法人税、消費税又は地方消費税、町税又は主たる事務所がある市町村の市町村税の滞納がないこと。

#### （5）会社更生法及び民事再生法等に基づく再生または更生手続きを行っているものではないこと。

#### （6）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第3条又は第4条の規定）に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者ないこと。

#### （7）過去に本業務の内容と類似した業務を行った実績があり、専門的なノウハウと運営体制を有しているもの。

### 5. 全体スケジュール

公募から事業者選定までのスケジュールは以下のとおり。

内 容	期間等
実施要領等の配布期間	令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水） 17時まで ※ホームページ上で公開

内 容	期間等
質問の受付	令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水） 17時まで
質問の回答日	令和8年1月16日（金）までに回答
参加表明書の提出期間	令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水） 17時まで
参加資格承認の可否通知	令和8年1月15日（木）以降速やかに通知
企画提案書受付期間	令和8年1月19日（月）から令和8年2月16日（月） 17時まで
選定委員会（書類・プレゼンテーションによる審査）	令和8年2月下旬 予定 ※日時及び場所等の詳細については、参加表明企業数により決定するため、別途連絡する。
選定結果通知	選定委員会終了後に、ヒアリングを実施した事業者に対して通知する

## 6. 質問の受付及び回答

### （1）受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水）17時まで（必着）

### （2）提出方法

質問票（様式5）に記入の上、受付期間内に電子メールまたはFAX（011-378-2131）にて提出することとし、受付期間以外の質問は受け付けない。

※送信後は必ず送信した旨の電話連絡をすること（土、日、祝日、年末年始（12月31日から1月5日）を除く、8時30分から17時まで）

### （3）質問への回答

公平を期すため、質問票による質問内容及び回答は参加申込者全員に電子メールで送信する。また、受け付けた質問に対する回答を隨時本町ホームページに掲載する。※最終回答更新予定日 令和8年1月16日（金）

## 7. 参加表明書の受付について

### （1）受付期間

令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水）17時まで（必着）

### （2）提出方法

提出書類は持参または郵送により提出すること

### （3）提出書類

- ①関係書類提出表紙（様式1）
- ②公募型プロポーザル参加表明書（様式2）
- ③プロポーザル参加誓約書（様式3）
- ④会社概要調書（様式4）
- ⑤定款
- ⑥登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの。写しでも可）
- ⑦前事業年度の国税及び地方税の未納のない納税証明書

### （4）提出部数

各1部

(5) 提出先

南幌町役場 産業振興課 商工観光係  
〒069-0239 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

(6) 参加資格承認

参加資格承認可否の連絡は、令和8年1月15日（木）以降速やかに参加表明書に記載されたメールアドレス宛に電子メールで通知し、原本は郵送する。

8. 企画提案書等の提出について

(1) 提出方法

提出書類は持参または郵送により提出すること

(2) 提出書類

①企画提案書（任意様式）

※A4判、両面印刷可、横書き、文字は11ポイント以上、5枚以内（表紙・目次は別とする）

※「実施要領」、「仕様書」、「評価基準」の内容を踏まえ、提案者としてのアピールポイントを明記して作成すること。

※作成の際は、「評価基準」の評価項目に沿って作成し、どの評価項目の資料か分かるように評価基準の番号を付番すること。

②業務実施体制

③参考見積書（様式6）及び見積内訳書（任意様式）

※見積価格については、年間寄附金額を2億円と仮定して作成すること。

④実績調書

※地方公共団体等のふるさと納税支援業務に関する具体的な活動実績や成果を記入すること。なお、記入は過去3年間に実績があるもののみとする。

(3) 提出部数

正本1部、副本9部

(4) 注意事項

様式には必要に応じて、図、表、写真を挿入することができる

(5) 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月16日（月）17時まで（必着）  
(土、日、祝日を除く、8時30分から17時まで)

(6) 提出先

南幌町役場 産業振興課 商工観光係

〒069-0239 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号

9. 事業者の選定手順

事業者の選定手順は以下のとおりとする。

(1) 審査方法

町は関係書類の審査に当たり、町が設置する南幌町ふるさと納税支援業務受託者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）において、必要な審査を実施する。

選定委員会では、提出された企画提案書等の関係書類について、評価基準に基づき審査を実施し、優先交渉権者を選定する。

(2) 書類・プレゼンテーションによる審査

企画提案についてのプレゼンテーションを実施し、下記10で示す評価基準に基づいて評価のうえ、交渉権の順位を決定する。

- ①実施日 令和8年2月下旬 予定
- ②会場等 日時及び場所等の詳細については、参加表明企業数により決定するため、別途連絡する。
- ③出席者 2名以内
- ④発表等 企画提案書についてのプレゼンテーションの時間は1社あたり20分程度とする。プレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答を10分程度行う。なお、パソコン等を用いる場合、プロジェクター、スクリーン及び電源は準備するが、それ以外（パソコン、レーザーpointer等）は持参すること。

### （3）その他

- ①選定委員会は非公開とし、審査結果については後日ホームページで公開する。
- ②提出された見積額が提案上限額を超えている場合や企画提案書の提出期限内に書類が整わない場合等は、その企画提案書は審査から除外する。
- ③提案内容を精査、調整した上で、最終的な契約内容、契約金額を決定する。

## 10. 評価基準

- （1）評価にあたっては、「評価基準表」（別紙1）により行い、プレゼンテーションを実施し、選定委員は評価基準に基づく審査及び評価点を付すこととし、委員ごとに評価点を集計して順位付けした結果、1位が一番多かった提案者を優先交渉権者とする。また、1位の委員が同数であった場合は、評価点の合計が多い提案者を優先交渉権者とする。
- （2）参加事業者が1者のみの場合は、各委員の評価点の合計平均点が満点の60%以上であった場合に、優先交渉権者とする。

## 11. 契約手続き

- （1）交渉権第1位に選定された事業者は、業務内容や契約条件を協議のうえ、あらためて見積書を提出し契約に向けた交渉を行うが、合意に至らなかった場合や、事業者が辞退した場合、また下記12の参加事業者の失格に該当することが判明した場合は、交渉権第2位の事業者と同様の手続きを行うものとする。以下、同様とする。
- （2）優先交渉権者と業務内容や契約条件について協議を行い、業務仕様書を確定させた後、見積合わせを行い、当該年度の予算の範囲内で契約を締結することとする。ただし、協議において業務仕様書の内容の追加、変更又は削除を認めることとする。

## 12. 参加事業者の失格

- （1）参加資格の要件を満たさなくなった場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、選定委員会の委員長が失格であると認めた場合

## 13. その他留意事項

- （1）このプロポーザルに参加する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- （2）提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。

- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) その他、この要領に記載のない事項については、必要に応じて協議の上、南幌町が定める。

14. 担当部局（問合せ先）

南幌町役場 産業振興課 商工観光係  
〒069-0239 北海道空知郡南幌町栄町3丁目2番1号  
電話 011-398-7201 FAX 011-378-2131  
電子メールアドレス syoukou@town.nanporo.hokkaido.jp

## 南幌町ふるさと納税支援業務 公募型プロポーザル評価基準表

評価項目	評価基準	配点
1. ふるさと納税制度に対する理解と業務遂行の理念	①ふるさと納税制度の理念、趣旨及び当町の考え方を理解しているか。	5
2. 業務遂行能力・受託実績	②業務を適正かつ確実に遂行する体制と地方公共団体等における実績を有しており、不測の事態が生じた場合においても迅速に対応することができるか。	5
	③当町の状況を把握した上で具体的な目標や計画を立て、町や組織、施設等との連携を図りながら、計画に沿った履行が可能であるか。	5
	④業務着手～運用開始まで、無理なく効率的な作業工程を組み、適切かつ十分な人員配置ができるか。	5
	⑤コールセンター等における寄附者からの問合せ・苦情等に對して、適切かつ責任を持った対応ができる体制が整えられているか。	5
	⑥ポータルサイトについて、掲載情報の充実が見込まれ、リピーターや新規寄附者の獲得及び寄附件数の増加につながる効果的なページの作成が可能であるか。	10
	⑦当町の情報発信や地域活性化に向けた有効性のある提案がなされているか。	10
3. 返礼品等の開発・管理能力	①返礼品等の開発を行う体制と実績を有しており、本町の返礼品の候補になり得る魅力的な既存の商品やサービスを把握し、具体的な候補が提案に含まれているか	10
	②返礼品等の発注や在庫管理、配送状況を適切に管理することが可能か。また、返礼品等や配送方法に苦情やトラブル等が発生した場合、再発防止に向けた改善策を適切に施すことができるか。	10
	③返礼品等取扱事業者からの相談に応じられるサポート体制が整えられているか。また、返礼品提供事業者に既存の返礼品の改善や新たな返礼品の企画・開発ができる体制か。	10
4. 自社の優位性・独自提案	④提案者の強みを活かした、ふるさと納税の推進の独自性のある事業提案や職員の業務負担軽減、費用削減等に繋がる提案、その他仕様書に定めのない業務で寄附額向上に繋がる提案がされていたか。	20
5. 業務に要する経費	⑤見積価格が業務委託上限額の範囲内であり、かつ企画提案内容に見合った適切な金額となっているか。	10
合 計		100